

平成29年度「ひよっコラボ」周遊観光促進事業（貸切バス借上支援）助成金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、茨城県北部における首都圏を主に対象とした県外からの観光誘客を促進するために、貸切バス借上経費の一部を助成することにより、魅力ある旅行商品の造成を促し、茨城県北部への新たな旅行需要の創出を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けている旅行会社とする。

（助成要件）

第3条 次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

（1）平成30年3月31日までにツアーを実施すること。ただし、以下の期間が1日でも含まれる旅行商品は対象外とする。

平成29年12月29日から平成30年1月3日

（2）茨城県北部を2市町（計2箇所）以上観光周遊する日帰りツアーであること。茨城県北部とは、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町の6市町を指す。

（3）貸切バス1台につき15名以上の送客があること。

（4）ツアーの発地は国内各地（茨城県を除く）とすること。

（5）茨城県内の新たな魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高いツアーであること。

（6）同テーマでの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること（今回のみの取組にならないこと）。

（7）漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が指定するアンケートを参加者に対して実施すること。

（8）茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴマークを旅行広告等に使用すること。

（9）国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。

（助成額及び助成限度額）

第4条 助成額は次のとおり送客実績に応じて下表のとおり算定する。

（1）同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とすること。

（2）1営業所につき助成を受けることができる回数は、年度内に最大3商品までとする。

（3）漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局長が特に必要と認める場合、1旅行商品あたりの助成金の上限額を3商品分まで引き上げることができることとする

区 分	バス1台あたりの助成額（1旅行商品あたりの上限額）	
	通常 （1営業所3商品まで）	事務局長が特に認めた場合 （1営業所1商品まで）
茨城県内事業者の 貸切バス	30,000円 （上限：15万円／1商品）	30,000円 （上限：45万円／1商品）
茨城県外事業者の 貸切バス	20,000円 （上限：10万円／1商品）	20,000円 （上限：30万円／1商品）

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定した内容を変更する場合又はツアーを中止する場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告及び助成金の請求)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して14日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて、終了報告書(様式第4号)及び請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

附 則

この要項は平成29年6月27日から施行する。